

平成30年9月定例会 総務委員会（付託）

平成30年9月26日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時02分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【報告事項】

- 「新未来『創造』とくしま行動計画」及び「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の評価結果の概要について（資料1）

手塚監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

「新未来『創造』とくしま行動計画」及び「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の評価結果の概要についてでございます。

まず、1、県政運営評価戦略会議についてでございますが、政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当戦略会議を設置しております。

この戦略会議において、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略に位置付けた施策や事業について、評価を行いました。

次に、2、評価方法についてでございます。

（1）評価対象は、行動計画の主要施策144施策及び総合戦略の主要事業131事業であります。

（2）評価の視点といたしましては、次期総合計画の策定を見据えて、プレ総括評価として実施し、平成27年度から平成29年度までの取組及び進捗状況と、今後の取組方針及び計画目標の達成見込みの二つの視点から評価するとともに、戦略会議の委員の提言に重きを置いた未来志向型の政策評価として、実施いたしました。

2ページをお開きください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

（1）総括として、A順調とされたものが81施策で56.3%、Bおおむね順調が35施策で24.3%、C要見直しが28施策で19.4%との評価を頂きました。

3ページから4ページにかけては、戦略会議で頂きました主な意見提言を、七つの

基本目標ごとに記載をしております。

5 ページをお願いいたします。

4, 総合戦略の評価結果についてでございます。

(1) 総括として、A 順調とされたものが99事業で75.6%, B おおむね順調が23事業で17.5%, C 要見直しが9事業で6.9%との評価を頂きました。

6 ページをお願いいたします。

戦略会議での主な意見提言を、四つの基本目標ごとに記載をしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの意見や提言のうち、戦略会議における審議の結果、優れた意見提言として採択された12件の概要につきまして、9 ページまでにかけて取りまとめております。

なお、今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生“挙県一致”協議会へ提言いたしまして、次期計画や事業の見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

監察局からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

喜多委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

昨年9月の一般質問で、ICTをはじめとする最新技術をもって簡素、効率化に取り組む時期が来ているのではないかとこの質問をさせていただきました。その際に、知事のほうから、AIを活用した阿波おどりFAQサービス実証事業や民泊開業手続をサポートする民泊コンシェルジュの運用といった答弁を頂きました。

それに加えて、最近では音声認識による自動文字起こしや、AI要約サービスの実証事業にも取り組んでいると聞いております。

さきの一般質問におきましても、我が会派の眞貝議員から、中小企業の労働力不足に向けたAIやIoT等の導入の促進についてという質問がなされたところであり、こうしたICT技術の積極的な活用は、業務の効率化や働き方改革に寄与することが期待されておりまして、官民挙げて推進していくことが必要ではないかと考えているところであります。

そうした中、先般、徳島新聞に「県、会計事務AI活用」という記事が出ておりました。その内容としましては、パソコンで行う定型業務をソフトウェアロボットに代行させるRPAと呼ばれるIT技術を活用し、会計事務を効率化させる実証事業に取り組むという、自治体が会計事務にRPAを導入するのは全国でも珍しいという記事でした。

まず初めに、このRPAは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略だそうですが、初めて聞く言葉なので、この説明をしていただきたいと思います。

近藤出納局副局長

RPAという技術の概要についての御質問でございます。

まず、RPAと申しますのが、先ほど委員からもお話がありましたように、ロボティック・プロセス・オートメーションという英語の頭文字を三つつなげ合わせた言葉でございます。これまで人が手作業で行ってきまして定型的なパソコンでの作業、操作について、ソフトウェアのロボットに代行させることで業務の自動化や効率化を図る仕組みで、比較的新しい技術でございます。

民間では、数年前から大手企業を中心に導入が進んでいるところであります。自治体での取組では、一部で取組を始めているところでございますが、多くはまだ実証レベルというところ です。

このRPAの特徴といたしまして、システム開発や改修などを行う場合と比較いたしますと、コストが非常に安価で導入しやすく、導入効果も高いというふうに言われているものでございます。

中山委員

先ほどの答弁の中で、民間での導入がもう進んでいるということでありましたが、導入事例というのがあれば分かりやすく説明していただきたい。

近藤出納局副局長

民間での導入事例でございますが、メガバンク、保険会社、ネットショッピング、通信、ガス事業、不動産業界など、いろんな業界で導入されているという報道でございます。

7月に出納局で実施しております、会計事務自動化実証事業のスタートということで、RPAの概要説明会を開催してございます。その説明の中で、幾つか事例の紹介がございましたので申し上げます。

大手の家電量販店などでは、お客様がお買上げになった家電製品を御自宅に配達をして取り付けたり、また修理という指示書を作成すると。その場合のパソコンでの作業、具体的に言いますと、お客様の住所、氏名、電話番号、エアコンの取付けなのか修理なのかといった作業内容、そういうものを指示書の様式に入力いたします。それから、インターネットの地図アプリを活用して、そこに住所を入力して、周辺の地図を拡大したものをコピー・ペーストして指示書に貼り付けると。そういうふうなパソコンで行う指示書の作成の一連の作業をロボットに行わせるという事例でございます。

それから、企業からのダイレクトメールを送信するような業務であったり、また報道によりますと、運送業界で音声認識のAIとRPAを活用して、これまで手書きで配達記録を作成していた業務を自動化するような取組も始まっているとお聞きしています。

中山委員

まだ、ちょっと分かりにくいのですけれど、では、県が会計業務にこのRPAを使うのに具体的に、どういうふうな作業に役に立つというか、こういうことをしたら簡素化されるというのがありましたら、分かりやすく教えていただきたいと思います。

近藤出納局副局長

徳島県の会計事務自動化実証事業の取組を始めたきっかけを申しますと、徳島県の昨年度の実績で、年間27万件を超えるような支払業務の処理をいたしております。各部局のほうで、支出書類の作成、出納機関での審査などに多大な時間を要しているという実態がございます。

こういうことから、今年度の当初予算をお認めいただきまして、RPAを活用した会計事務自動化実証事業を進めているところでございます。具体的に申しますと、財務会計システムという既存のシステムがあるのですが、その既存のシステムでは、システムを立ち上げて、必要な情報を入力して画面が展開すると、ずっとパソコンの前で居なければいけない。その定型的な作業を、RPAにシナリオとして記録させて実行ボタンを押せば、勝手にRPAが作業をしてくれるというふうな業務に導入しようと考えているところでございます。

それを導入いたしますと、こういった効果が期待できるかといいますと、まずパソコンの前で職員が作業する時間が削減されると。時間が削減されることによって職員の負担も軽減できますし、超過勤務の縮減にもつながるのではないかというふうな期待も持っております。

いろんな業務に使えるとは思いますが、ロボットですので、勤務時間外関係なく命令さえしておけば、着実に命令されたとおりの業務を行ってくれるというメリットも期待をしているところでございます。

中山委員

今日の新聞にも、人口減少によって33%の企業で働き手が不足していると載っております。このRPA、会計事務自動化実証事業というのは、事務の効率化や働き方改革にもかなり効果が期待されるのではないかと、先ほどの説明でおぼろげながら分かりました。

今後のスケジュールはどういうふうになりますか。

近藤出納局副局長

まず、冒頭でも御説明させていただいたのですが、第1回目のタスクフォース会議、県庁の若手の職員で構成するタスクフォース会議を7月に開催いたしまして、RPAとはいったいどういうものなのかといった概要説明をした後で、会計事務はいろいろと事務があるのですが、こういった具体の業務に適用すれば効果が期待できるのかといった業務の洗い出しを開始しております。

現在、日々の支出業務をはじめ、給与、賃金、旅費といった、大きくりに言いますと六つの業務の洗い出しを行ったところです。

これまでテスト環境下におきまして、書類作成、データ間の突合、システムの入力といったシナリオの作成作業と並行いたしまして、庁内クラウドへRPAのソフトをインストールいたしまして、実環境で運用ができる環境が整ったというところです。

明日ですけれども、第4回のタスクフォース会議を予定しております。各部局で実際に支出作業する実務担当者を集めまして、RPAの操作研修や操作実習を行って、運用ス

ターゲットしたいと考えております。

実際の業務でシナリオを実行して、作業時間がどのくらい短縮されたのか随時、効果を検証しながらシナリオを改善するとともに、成果や課題、対応策などを年内にまとめたいと考えているところでございます。

中山委員

今、IoT、ビッグデータ、AIなどの利活用による、正に第4次産業革命、英語で言えばインダストリー4.0という時期に来ております。そういうふうな積極的な導入というか活用が、今後非常に重要な局面を迎えているのではないかと考えております。

まして、RPAという聞き慣れない、ちょっと勉強不足で申し訳ないですけれども初めて聞く言葉だったので今回質問したのですけれども、正に全国に先駆けての徳島県での検証事業と聞いております。是非、手探りではあるとは思いますが、この事業を成功させて、今後の労働力不足の一助になることを大いに期待しておりますので、頑張っていたいただきたいと思います。

岡委員

1点、監察局の管轄になるのですかね、徳島新聞社からの徳島市への寄附に関して、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、経緯についてお話をさせていただいたほうが分かりやすいと思いますので、恐らく徳島市以外の方は余り状況も分からないと思いますので、ちょっと御説明させていただきます。

今年の徳島市の阿波おどり事業ですが、4億円余りの累積赤字問題というのが各メディアで取り上げられまして、主催者である公益社団法人徳島市観光協会が解散となります。その後に徳島市が新たに実行委員会を立ち上げたのですが、これも御存じのとおり、阿波おどり振興協会との対立、前夜祭という非常に人気のあるコンテンツからの締め出し、また阿波おどりといえば一番、映像が至る所で使われているというような非常に人気のあるコンテンツである総踊りの中止など、非常に混乱の中で今年の阿波おどりは開催されました。

また、悪天候や曜日の並びが悪かったということを経元の徳島新聞には書かれていたけれども、このような曜日の並びや悪天候の日というのは今までにもあったんですが、これほど人が少なかったことはございませんでした。私も、現場に行っておりましたが、そのときのことを鮮明に覚えております。

このような、いろんな言い訳はあったにしても、非常に混乱の中で今年の阿波おどりは行われまして、4日間の人出は名目上で108万人と。このことに関しては、この委員会で直接聞くことはできないのですが、ある調査会社では4日間で22万人ほどの人出しかなかったということがデータとして出ていたにもかかわらず、それを知って、恐らく徳島新聞さんは108万人という数字を出したのではないかと。このことについては、徳島新聞さんからは、コメントを差し控えるというような記事がちょっと前に出ておりました。コメントを取るべき報道、新聞社が自分の所に質問をされて、コメントを差し控えるというのはどうなのかと思ったのを非常に覚えておりますので、この記事に関しては間違いな

とと思います。

名目上とはいえ、108万人。それでも昨年よりは15万人の人出が減っており、2000年以降で最少の人出となるなど、県を代表する観光資源である、徳島といえば阿波おどりと言われるような、本当に徳島の宝である阿波おどりがこのような結果に終わったことについては、私自身本当に残念であるとともに、今後もこのような運営が続くのであれば、今後も人が減る、阿波おどりの価値が毀損されていくというような、非常に強い危惧を抱いているところでございます。

また、これまで徳島市観光協会とともに主催者として阿波おどりに関わってきた一般社団法人徳島新聞社については、移行法人として県が指導監督を行っていることから、議会としても今回の発端となりました累積赤字の問題、また先ほど申し上げた徳島市への3億円の寄附、阿波おどりの運営など徳島新聞社と関わりのあるこれら一連の内容について質疑を行っていきたくと思いますが、当委員会に関しましては、先ほど申し上げました徳島市への3億円の寄附について所管になっておりますので、そのことを御質問させていただきたいと思っております。

まず、一般の方々、またこういう問題に余り関心がなかった方々に、普通に新聞社としてありますので、他社は株式会社になったりしているのですけれども一般社団法人徳島新聞社ということになっている、これがどういう経緯でこのような形になってきたのか。一般社団法人とは、どういう活動ができるのか、どういうものなのか、まず確認をしておきたいと思っております。

廣瀬評価検査課長

ただいま、委員から徳島新聞社が一般社団法人となりました経緯と、一般社団法人とはどういう活動ができるのかという御質問を頂いております。

徳島新聞社につきましては、昭和19年に旧民法によります社団法人として設立されておりまして、現在は平成20年12月から運用が開始されました公益法人制度改革に伴いまして、平成24年3月に一般社団法人への移行が認可されております。

この一般法人は、その法人の移行前の公益事業によります残余財産、これを公益目的残余財産と申しますけれども、一般法人移行後に計画的に支出していくと。これを公益目的支出計画と申しますけれども、この計画を実施していくという義務が事業としてございます。その他の公益目的支出計画に係る事業以外につきましては、その活動は一般企業とほぼ同じ活動内容をして構わないことになっております。

なお、一般法人につきましては、法人の公益目的財産残額がゼロとなり公益目的支出計画が完了するまでは、先ほどおっしゃったように県の所管の法人として、県が指導監督をすることとなっております。

徳島新聞社におかれましても、公益目的支出計画によりまして、地域産業振興事業やスポーツ振興事業などを行われるとともに、特定団体への寄附を行うと。その他法人として様々な活動を行っているものと認識しております。

岡委員

先ほど、公益目的支出計画という言葉が出てきたのですけれども、これについてお聞き

したいのですが、内容はどのようなものなのか。また、計画されている金額はどういうものなのかをお聞きしたいと思います。

廣瀬評価検査課長

徳島新聞社の公益目的支出計画の内容とその金額についてですが、徳島新聞社は公益目的支出計画におきまして、四つの事業と一つの寄附をしております。

事業につきましては、はな・はる・フェスタや阿波おどりなどの地域産業振興事業、徳島駅伝やバレーボール小学生選手権大会などのスポーツ推進事業、こども美術展や新聞感想文コンクールなどの文化振興事業、カルチャーセンターでの生活健康増進支援事業、それと公益財団法人徳島新聞社会文化事業団への寄附を、この計画の中で実施されております。

これらの公益目的支出計画の事業を実施するための財源として、公益目的財産残額は移行が認められた時点で約134億円ございまして、毎年約2億4,300万円を活用して、56年間でこの計画を実施していくという形になっております。

岡委員

分かりました。約2億4,300万円を56年間、公益が目的である事業に対し支出ができるというような御説明であったと思うのですが、徳島新聞社が徳島市に寄附できる根拠というのはどこにあるのでしょうか。

廣瀬評価検査課長

徳島市に寄附ができる根拠についてでございます。

先ほど申しましたように当初の公益目的支出計画では、公益財団法人徳島新聞社会文化事業団へ寄附を行う計画になっておりまして、現状ではその寄附先に徳島市が計画されておきませんので、新たに特定寄附先として徳島市を加えた公益目的支出計画の変更計画の認可を受ける必要がございます。

岡委員

そのことについては、もう認可をされているという認識でよろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

ということは、今回寄附されたこの3億円という金額ですが、ほとんどの方々は、一般の企業が例えばどこかの社会事業団に寄附をすとかNPO法人に寄附するというと、自分の会社がもうけたお金、収益の中から寄附をしていると想定されると思います。けれども、今のお話を聞いていますと、公益目的支出計画に合致するお金の中から3億円を出したということなので、極端に言えば、もともと何らかの公益事業だったり、何らかの事業に使わなければならなかったものを3億円取り出してきて、徳島市に寄附をするという形を取ったという認識でよろしいですね。

廣瀬評価検査課長

委員がおっしゃったとおりです。

岡委員

多分、一般の多くの方々が勘違いされていると思いますので、このことだけははっきりさせておきたいと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。

それで、公益目的支出計画の変更ということをしたと。変更計画の認可というものを受けなければならないということだったのですが、その手順というのはどのようになっているかお教えいただきたいと思ひます。

廣瀬評価検査課長

公益目的支出計画の変更の手順でございます。

現在は、指導部局であります教育委員会からの諮問に基づいて、まず公益認定等審議会で審議をすることとなっております。

順番に手順を御説明させていただきますと、まず法人から所管課へ公益目的支出計画変更認可申請書が提出されてまいります。それに基づきまして、所管課から公益認定等審議会へ諮問がされまして、公益認定等審議会での審議を経て、審議会から所管課へその変更認可についての答申が出されます。所管課は一般法人へ、この計画の変更の答申を受けての認可という一連の流れとなります。

岡委員

流れは分かりました。先ほど出てきました公益認定等審議会というのは、県の監察局の中で設置するのでしょうかけれども、県職員とかでなくて、外部からの委員で構成されているということですね。

廣瀬評価検査課長

おっしゃるとおりで、4名の委員の方で設置させていただいております。

岡委員

分かりました。公益目的支出計画ですけれども、実施の状況はどのように確認をされているのですか。先ほど5項目出てきましたけれども、その中で例えば、はな・はる・フェスタでこれぐらいの金額でこういうものに使いましたというように出てくるのか、どういう形で確認されているのかお聞きしたいと思ひます。

廣瀬評価検査課長

公益目的支出計画の実施状況をどのように確認しているかということでございます。

現行の公益法人等へのいろんな指導、監督につきましては、徳島新聞社のような一般法人とともに本来の公益法人がございまして、公益法人の指導監督につきましては、法人の所管課と私ども評価検査課が共同の立入検査で、分散管理方式の形で公益法人の監督を行っております。

一方、一般社団法人徳島新聞社への指導につきましては、所管課であります教育委員会が行っております。整備法の規定により、公益目的支出計画の移行を確保するために必要

な範囲内において監督を行うとされておりまして、毎年この計画の実績報告書を提出いただいて、適正な執行ができているかを管理しているという状況でございます。

岡委員

提出してきたものに対してチェックをして、特に問題はないということですね。中に入って行って、立入検査するとかいうことはないということですね。

廣瀬評価検査課長

公益法人に対しましては、定期的な立入検査が定められているのですけれども、一般法人につきましては、そういうふうな検査は実施しておりません。ですので、徳島新聞社へ今まで検査に入ったような実績もございません。

岡委員

以前の阿波おどり問題のときも、今は解散した徳島市観光協会には立入検査が入って、徳島新聞社には徳島市に権限がないのでチェックはできませんと。出してもらった書類はチェックしましたというようなことですが、大きな問題が起こっている中でそのような姿勢でいいのかと非常に疑問に思います。そのことは、ここの管轄と違いますので置いておきまして、徳島市への寄附に係る変更認可申請は、どういう内容で上がってきたのでしょうか。

廣瀬評価検査課長

徳島新聞社の今回の変更認可申請の内容ですが、今回は寄附行為の対象に新たに徳島市を追加するというところでございます。徳島市に対して、徳島の重要な無形文化財である阿波おどりの活性化やその円滑な推進に寄与することを目的として、3億円の寄附を平成30年度に限り追加したいという内容でございました。

岡委員

1年間だけなんですね、分かりました。そういう簡潔な内容で、特に用途であったりというものは、先ほどお話を伺っていると細かい内容までは書かなくていいような認識をしております。

先ほど、公益目的支出計画の中に阿波おどりという言葉が出てきましたよね。地域産業振興事業というのがあって、その中に阿波おどりというのが入っているのですけれども、ここに何らかの形で例えばお金を入れるなり、基金を作るなりということもできたのではないかと思うのです。なぜ改めて認可を、また別の形で認可をされるようになったのか、お伺いしたいと思います。

廣瀬評価検査課長

従来計画に、阿波おどりを行うというようなものがある中で、改めて認可計画の変更が必要だったかという質問だったかと思います。従来からあります地域産業振興事業につきましては、阿波おどりでは、こども阿波踊り教室、選抜阿波おどり、阿波おどりの観光

うちわの配布などを行うという形になっております。

今回の変更申請は、徳島新聞社が直接その関係事業を行うのではなく、特定寄附の新たな寄附相手先の追加ということであるため、改めて公益目的支出計画の変更が必要となっております。

岡委員

そこは分かりました。この3億円の寄附に関してですが、当初から徳島新聞社さんは、累積赤字の責任の一環として行うとおっしゃっていましたが、この3億円という金額の根拠は聞かれていますでしょうか。

廣瀬評価検査課長

今回の公益目的変更計画の支出計画の変更は、先ほども申し上げましたように特定寄附の寄附相手先の追加ということで、公益認定等審議会での審議の視点につきましては、寄附の相手先が認定法に規定された先であるかどうか。地方公共団体への寄附というのは要件になっておりますので、その部分での視点でございまして、法人が自ら決定した寄附額やその算定の考え方については、特に聞いてございません。

岡委員

特に詳しい内容は出してこなくても、例えば特定寄附の相手先に当たるかどうかであったりを審議するという事なので、細かい内容は恐らく必要ないということでしょうけれども、それがどうなのかという気はしております。

ですから、恐らく知らなかったとは思いますが、改めてあえて聞きますけれども、徳島新聞社が徳島市に寄附したお金で阿波おどりの栈敷を買うことについて、変更申請の段階で県としては把握していましたか。

廣瀬評価検査課長

徳島市が寄附されたお金で栈敷を買うことについて、事前に知っていたかということだと思っておりますけれども、評価検査課といたしましては、法人や所管課から、特定寄附として徳島市に寄附を検討しているという当初の相談が今年の2月末頃にあったと記憶しています。当初の相談の時から正式な変更認可の申請書が出されて、でも阿波おどりの活性化、円滑な運営に寄与するためということで、徳島市がその寄附金をどのような形で使われるのかということの説明は受けておりません。

徳島市が徳島新聞社からの寄附金で栈敷を買ったということは、報道で初めて知ったような状況でございます。

岡委員

そうだろうと思います。あともう1点、認可に至るまで、2月の末、正式には2月26日に初めて相談があつてから様々なやりとりをしながら認可に至るまで、事務処理であつたり関係者への連絡等、いろいろな打合せをしていると思うのですが、認可より前に県が認可の可能性であつたり、いついつに認可できますということを徳島新聞社に示したこ

とはありますか。

廣瀬評価検査課長

認可の可能性や審議会での答申のことについて、事前に法人に示すようなことはないかということですが、審議会の答申がどのような内容でいつ出されるのか、そういうことを事前に法人に示したりすることはございません。

岡委員

恐らく、審議会であつたり県の担当課は、私が今まで調べたりお話を聞いた感じでは、適正に仕事をしていただいていたのではないかというような印象を持っております。

答弁を聞いておりましたが、審議会というあくまで外部の組織、有識者で審議をしてもらって、出てくる内容に関しても、その場所へ寄附するのが適当なのかどうかというようなことしか出てこないということなので、これ以上担当課の方々に聞いても仕方がないような気がしております。

今回の寄附に関して、ほかにも様々な調べをしているのですが、質問時間の関係もあつて、また当委員会の議論とは別になりますので詳しくは省きますけれども、初めて寄附の相談に来たのが2月26日。徳島市がお金も支払わずに銀行から債権譲渡を受けて即日徳島市観光協会の破産の手続を申し込んだのが3月1日です。このような時期の一致。

また、今回の寄附金の支出の大半が阿波おどりの栈敷の購入という、非常に大きな収益を生み出す設備の購入に充てられている。阿波おどり自体は、当然公益事業として認定されるものなのかも知れませんが、そこで収益を生む物件を公益事業目的支出として、しかもこの件に関しては、主催者として当該寄附金を出した徳島新聞社が関わっている。この3億円を出したことによって、また主催者として戻って、そして関連企業も含めると恐らく大きな収益を出されているものだろうと思います。言うなれば、寄附金という形を取って、栈敷という阿波おどりを開催するのにも自分たちの収益を生み出すのにも非常に大きな物件を、この寄附金という形で公益目的支出の中から買ったということが、果たして本来の公益目的支出の趣旨に合うのかどうか、非常に大きな疑念を私は持っております。

そして、先ほど2月26日に初めて相談しに来たと言いましたが、当初から分かった上で、徳島市への寄附という形で、本来の目的をぼかすような形で支出しているのではないかという疑念も拭いきれません。

累積赤字の問題にしてもそうですけれども、先ほど申し上げました主催者として関わりを大きく持って、関連グループ企業も含めて阿波おどりで収益を得ているということは、各雑誌、メディアでも取り上げられ、多くの県民の皆様方に大きな疑念を生むことになっています。主催者として、このように関わっている事業に対する収益物件の購入を公益目的支出に充てて出すというのは、私は適当な使われ方ではないのではないかと思っております。

いろいろと今調べておりましたが、この場で細かくは言えないのですが、ほかにも様々な疑念がございますので、この際、もちろん会派に持ち帰ってですが、徳島新聞社さんに参考人として一度出ていただいて、きちんといろんな疑念に対するお話を聞かせてい

ただきたいと思っております。

今までも、県においてもほかの問題においても、様々なところでいろんな問題や疑念が出てきた事案がたくさんありました。その際には、各メディア、特に徳島新聞社さんは、そういう疑念を持たれたら自分たちが進んでその場所に出て行って、自らが自らの潔白を証明しなさいということを社説でも書いております。それが徳島の唯一の地元メディアである徳島新聞社さんの変わらぬスタンスであると思いますので、このような多くの県民の皆様方から非常に疑惑を持たれている件に関しては堂々と出てきていただいて、我々が納得いく形で全てを釈明していただけるのではないかとと思っております。

会派で調整させていただきませうけれども、調整が付けば、徳島新聞社さんが出席しないということはないでしょうし、会派の中でどんな議論になるか分かりませうけれども、調整が付けば、また委員長において委員会の開催をお願いしたいということをお願いしておきまして、今日の質疑に関しては終わらせていただきたいと思っております。

黒崎委員

大変すばらしい質問がありました。その質問とは全然関係ないのですけれども、税務課の今回の予算の中で、平成30年度9月補正予算（案）の主な事業参考資料の19ページに、税務電算システム再構築準備事業という項目がございます。

これについて、ざっと書いてくれてあります。ホストコンピューターの今の環境での稼働が開発から30年が経過し、税制のいろんな改正があるので、仕様変更が複雑化し過ぎて対応しにくいので変えるということだろうと思うんです。この準備事業として、730万円を9月補正に出されているということでございます。

確かに、国税もそうですけれども県税もいろんな条件が変わって、税金のほうも対応を細かくしているのだろうと思っております。そのホストコンピューターでの対応を再構築すると。どんな形でどうするのかポンチ絵で描いてあるのですけれども、なかなか分かりにくいポンチ絵でございます。いったい、利点がどんなところにあるのか、どんな不都合があるのか、そのあたりを分かりやすく説明してください。

熊尾税務課長

ただいま、提案させていただいております、税務電算システム再構築準備事業に係ります事業の概要とメリットについての御質問だと思います。

現在、使用しております本県の税務電算システムにつきましては、ホストコンピューター環境で稼働しておりますことから、安定稼働というメリットがある反面、独自OS、言語を使用するため、ベンダーロックインとなること。また、平成元年の開発開始から30年が経過し、毎年の税制改正に合わせたシステム改修を繰り返したことにより、プログラム等が複雑化したことから、その解析に時間を要するなど、運用上の問題が年々大きなものとなっております。

しかしながら、税務電算システム再構築に係る経費につきましては、非常に高額であることから、これまで再構築を見送ってきたところがございますけれども、昨今のICT技術の向上によりまして、行政機関専用のコンピューターネットワークでございますLGWANを利用した共同利用型パッケージシステムのサービス提供者が現れてきたところご

ございます。このサービスを利用することで、セキュリティや可用性を確保した上で、大幅な経費の削減が見込まれる状況になったことから、再構築を行いたいと考えているところでございます。

今回、御提案しております再構築準備事業につきましては、システム構築を行う際、必要となります機能要件仕様書の作成及び調達支援をコンサルタント業務の専門事業者に委託するものでございます。

黒崎委員

でありますから、例えば、従来型のホストコンピューターを使っているときに税制改正があるというときには、どんな段取りでどうやっているのか。例えば、これだけ手間が掛かったとか、これだけお金が掛かって、ですからというような説明があったらよく分かるのですけれども、そこのところがなかったのです、まだ分からないです。

熊尾税務課長

従来の税務電算システムにつきましては、本県オリジナルのシステムを構築いたしまして、税制改正等への対応につきましても本県が独自に行ってきたところでございます。

この関係から、現在の維持運用経費につきましては、年によって増減はございますけれども、サーバー等のハードウェア経費でありますとか毎年の税制改正に合わせたシステム改修経費等、これらの合計を平均いたしますと、年間で約2億2,000万円程度の経費が掛かってございます。

この度、再構築を計画しておりますシステムになりますことで、年間で1億円程度の経費削減が見込まれるものと考えております。

黒崎委員

年間に1億円の経費が削減できると、大変大きい削減だと思います。ということは、再構築の準備事業に730万円掛かってL G W A N を使ったものに切り替えるという、最終的には何年掛かって、どれぐらいお金が掛かってくるのか、着地点はどのようなかというのは、いろんな条件があるので一概には言えないかも知れません。けれど、何年ぐらい掛かって、おおよそこれぐらいは掛かる、それだったら経費節減になるというふうな、すっとんと納得ができるような、先ほどで大分分かったのですが、あともう一息すみません、ちょっと説明してください。

熊尾税務課長

今度再構築を行いますシステムにつきまして、詳細については今後検討していくという状況にございますけれども、再構築に係る経費につきましては、来年度の当初予算で御提案を予定しているところでございます。

先行する他県の状況から開発経費につきましては、5年間の運用経費を含めまして、十数億円程度になるものと見込んでいるところでございます。なお、この経費につきましては、再構築準備事業を活用することで、今後、更に精査をしてまいりたいと考えております。

また、再構築の作業に要する時間、期間につきましてですけれど、これも他県の事例でございますとか複数の事業者からの聞き取りにより、30か月程度を見込んでいるところでございます。

黒崎委員

2年半ぐらい掛かると。それで十数億円掛かるけれども、年間に1億円以上削減ができるということですね。そんなことが分かってきたら、正に今これだけのお金を掛けるのは問題ないと、進めていただきたいと思うようになるので、分かっている人はこのポンチ絵を見たら分かるのでしょうかけれど、今の話を聞いてふに落ちました。

是非とも、手間が掛かると思うのですけれど、専門の業者をお願いして、それを作りあげた後は、例えば税率が変わったというときになっても、今までのような経費の掛かり方はしないということですね、分かりました。是非とも、前に進めていただきたいと思いません。

それと、この質問をする予定では全然なかったのですけれど、今、監察局の質問が出たので、確認の意味でお尋ねしたいと思うのですが、平成32年、平成が続けばの32年ですけれども、平成32年に地方自治法が改正されると。どんなことかといったら、内部統制に関してのことがより明確化されて、地方自治法の中に入ってくるということでございます。

担当する部局はどんな形になるか分かりませんが、今だったら全国に先駆けて監察局を徳島県が立ち上げられて、内部統制に関する部分も、恐らく監査の部分と連動してやられて、担当部局は監察局になるのかなと勝手に考えています。

そんな中で、今現在、内部統制に関してはいろんな基礎的なデータがたくさん必要だと思うんです。県庁の中にもいろんな部局があって、いろんな部局の中で内部統制というのを立ち上げていかないといけないということなので、そのいろんな基礎的なデータについて、どこでどのように統括されているのか、まずお尋ねいたします。

高崎行政改革室長

ただいま委員より、内部統制制度について御質問を頂きました。

委員の話にもありましたように、この制度は、国の第31次地方制度調査会におきまして、人口減少が進み財源が限られる中であっても、最小の経費で最大の効果を上げるために事務の適正性の確保に対する要請が高まっている。そういう状況に応えるために知事、監査委員、議会、住民等がそれぞれの強みを生かして、事務の適正性を確保することが重要であるといったガバナンスの在り方に関する議論があったことから、そういった議論を踏まえまして、昨年、平成29年6月に公布されました地方自治法の一部改正で、都道府県及び政令指定都市におきまして、財務に関する事務を対象に内部統制制度の導入が義務付けられて、2020年4月施行とされているところでございます。

データがたくさんあるということでございますけれども、2020年施行に向けまして、どういったやり方でできるのかといったところは、今、関係課と調整しているところでございます。

昨年度、平成30年2月になりますけれども、関係課が寄りまして、まず内部統制とはというところの勉強会から始めたところでございます。実際には今現在、総務省のほうにお

きまして、ガイドラインの策定に向けた作業が進められているところでございます。本県におきましても、そういった国において策定されるガイドラインの内容も踏まえつつ、業務分担でありますとか、今現在の既存業務との整合性等を総合的に勘案しまして、内部統制制度が円滑に導入されるように検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

恐らく、この内部統制の話というのは、全ての課に関係あることですので、作業もなかなか大変だろうと思うのですが、その部分はしっかりとお願いいたしたいと思えます。具体的に、関係課といったらどれぐらいありますか。

高崎行政改革室長

都道府県で策定が義務付けられているのが、財務に関するところでございまして、財務に関することと申しますと、全ての所属が財務に関する事務を行っております。内部統制制度と申しますのは、あらかじめ事務を執行する上でどういったリスクがあるかといったところを洗い出して見える化して、それをどういうふうに対策を取ってということになりますので、全ての所属で実際には作業をしていただくようにはなると思えます。けれども、そのリスクの洗い出しについては、財務ですと主に会計課がふだんからたくさんチェックを行っておりますので、会計課が主になってくると思えます。そのほか、評価でありますとかいろいろしていきますので、関係部局でどういった体制でやっていくかということ、改めて検討したいと思っております。

黒崎委員

分かりました。恐らく、お金に関係あるのが全ての課ですから、全ての課になると思えます。大変広い分野でございまして、何のためにこれをやるのかということまで話をしていたら、なかなか前に進まないところもあるので、取りあえず淡々粛々と前に進めていただいて、平成32年、2020年4月からの体制だということで努力をしていただきたいと思います。私からの質問はこれで終わります。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第4号，議案第17号，議案第18号

以上で，経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって，本日の総務委員会を閉会いたします。（13時59分）